

# 水 無

理念

障害があっても人間としての尊厳をもって生きることを支援する  
リハビリテーション医療・介護をめざします。

第4号

2005.12.1

協立リハビリテーション病院  
広報委員会

T997-0346  
山形県鶴岡市上山添字神明前38  
TEL 0235-78-7511 FAX 0235-78-7515  
<http://www.turuoka-kyoritu-hp.or.jp>  
E-mail:smcrh\_ga@yamaikyo.or.jp

## 高齢者の4つの巨人と2つの課題への挑戦③

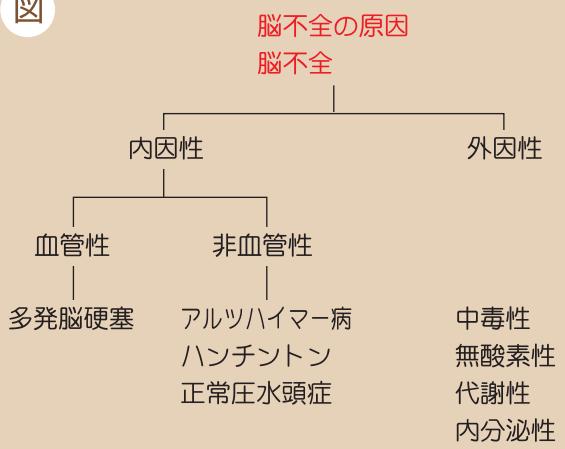
院長 茂木紹良

### 知的障害

入院は、様々な障害をもたらします。例えば、点滴を自分で抜く・夕方になると荷物をまとめて家に帰りたくなる・抑制されなければならない等です。これらの症状は、環境変化や安静に伴う脳不全で生じることが少なくありません。そして、これらが廃用症候群を更に悪化させ体力・気力を奪います。今回は、こうした4つの巨人のひとつ知的（精神）障害をもたらす脳不全を顕在化する、せん妄についてお話しします。

脳不全は、図に示した原因によってもたらされます。これは、経過より慢性（日常的に存在する）の脳不全である認知症と急性（急に起こる）の脳不全である意識障害に分けられます。臨床的には、両者の合併や脳卒中等の脳損傷に合併することにより重度の脳不全となります。さて、意識障害は外界からの刺激の反応によって判断されます。せん妄は、覚醒に近い状態で日内変動を伴う異常行動・認知障害を起こす意識障害です。せん妄は、高齢者外科手術（大腿骨頸部骨折等）の50%、内科的入院の30～40%に認められ、多くは3ヶ月以内に改善を認めます。その原因是、良く分かっていませんが、薬物の効果より脳内のアセチルコリン欠乏やドーパミン過剰などで説明されています。また、症状より行動過剰タイプ（問題行動目立つ）、非活動タイプ（動かない）およびその混合型分類されます。日中リハビリ意欲がないのに夜になると元気に歩き出すというのが混合型の良い例です。しばしばリハビリが進まない理由の一つとして認知症に伴う意欲の低下を原因とすることがあります。しかし、この原因はせん妄であることが少なくありません。医療スタッフが2倍も3倍もいる欧米急性期病院でのせん妄予防戦略は、早期の歩行、生活リズム再開、補聴器の調整、眼鏡の調整など日常生活の質の改善です。しかし、その効果は、入院日数の短縮や医療経済的改善を認めるものの、抑制率は僅か20%です。したがって、わが国においてせん妄は、疾病回復期の重要な課題に位置づけなければなりません。当然、認知症が基礎にある場合は、せん妄は、遷延し長期化します。したがって、その改善には、入院中の生活リハビリの強化と入院で不十分な在宅・施設間連携での生活リハビリが強化されることが重要となります。

図



# 摂食嚥下障害に挑む

## 第3回 嚥下造影検査

リハビリテーション科 福 村 直 裕



のどや食道の動きと、食べ物の通り方を検査します

嚥下障害の診察をする上で欠かせないのは専門的な検査です。このうちもっとも一般的に行われているのが嚥下造影検査 (Videofluoroscopic examination of swallowing : VF) です。

嚥下造影検査とは、X線で写る特殊な薬入りの食べ物を食べていただき、その様子をX線で透視する検査方法です。薬は胃透視検査などで使われる一般的なものです。この検査でわかるることは食べているときの口からのど、食道の動きと食べ物の通り方です。いろいろな種類の食べ物を食べていたくと食べ物の性質によって通り方が違うことがあります。また姿勢や食べるときの工夫でも通り方に変化が見られたりします。病気と嚥下障害の関係を理解したり、障害の程度や回復の程度をることができます。

こうして得られた情報を元に、どうやってどんなものを食べると安全に食べ続けられるかがはっきりしていきます。障害の程度にあわせて食べられるものを見つけていくことができるので、診断のためだけではなく治療に直結する検査であるといえます。

嚥下造影検査はたくさんのことことがわかるのですが、わかったことをどう活用するかに医師などの力がかかるべきです。今では多くの病院で嚥下造影検査を行っていますが、診断能力の点では術者によつてまだ差が大きいようです。

次回は新しい検査、嚥下内視鏡検査についてお話しします。

トピックス

## 医療機能評価、認定される

(財)日本医療機能評価機構が実施している、病院の第三者評価である医療機能評価 (Ver.4) を今年6月に受審してありましたが、2005年9月26日付で認定を受けることができました。

医療機能評価は、「病院組織の運営と地域における役割」「患者の権利と安全の確保」「療養環境と患者サービス」「診療の質の確保」「看護の適切な提供」「病院運営管理の合理性」「療養病床に特有な機能」の7つの領域、500項目以上の事項について審査を受けるものです。当院では1年前より準備を開始し、学習と議論を重ね、全職員の取り組みとして整備を進めてきました。その結果、全ての項目について同機構が定める基準に達しているとの評価を受け、認定を取得することができました。

今後、当院の理念に基づき、患者様の人権の尊重や安全の確保、医療の質やサービスの向上、地域での果たす役割など一層の充実、改善の努力を積み重ねてまいります。

